

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第9号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(秋田市都市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市都市公園条例施行規則(昭和40年秋田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条の2の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第9条の4第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市中高年齢労働者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第2条 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例施行規則(昭和58年秋田市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市勤労者体育センター条例施行規則の一部改正)

第3条 秋田市勤労者体育センター条例施行規則(昭和62年秋田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田港振興センター条例施行規則の一部改正)

第4条 秋田港振興センター条例施行規則（平成8年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市太平山スキー場条例施行規則の一部改正)

第5条 秋田市太平山スキー場条例施行規則（平成13年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部改正)

第6条 秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成16年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例施行規則の一部改正)

第7条 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和観光交流館条例施行規則の一部改正)

第8条 秋田市雄和観光交流館条例施行規則(平成16年秋田市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和里の家条例施行規則の一部改正)

第9条 秋田市雄和里の家条例施行規則(平成16年秋田市規則第72号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則の一部改正)

第10条 秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則(平成16年秋田市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和ふるさと温泉条例施行規則の一部改正)

第11条 秋田市雄和ふるさと温泉条例施行規則(平成16年秋田市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和コテージ条例施行規則の一部改正)

第12条 秋田市雄和コテージ条例施行規則(平成16年秋田市規則第75号)

の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則の一部改正)

第13条 秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則（平成16年秋田市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和観光花き栽培園条例施行規則の一部改正)

第14条 秋田市雄和観光花き栽培園条例施行規則（平成17年秋田市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第4条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市ポートタワー条例施行規則の一部改正)

第15条 秋田市ポートタワー条例施行規則（平成18年秋田市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部改正)

第16条 秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則（平成20年秋田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の

1 項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市中通一丁目自動車駐車場条例施行規則の一部改正)

第17条 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例施行規則（平成24年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条中「指定管理者」の次に「（以下「指定管理者」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例第7条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部改正)

第18条 秋田市にぎわい交流館条例施行規則（平成24年秋田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市農山村地域活性化センター条例施行規則の一部改正)

第19条 秋田市農山村地域活性化センター条例施行規則（平成30年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市文化創造館条例施行規則の一部改正)

第20条 秋田市文化創造館条例施行規則（令和2年秋田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(あきた芸術劇場条例施行規則の一部改正)

第21条 あきた芸術劇場条例施行規則（令和4年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市旧松倉家住宅条例施行規則の一部改正)

第22条 秋田市旧松倉家住宅条例施行規則（令和4年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。